

佐伯市自由提案型広告事業募集要項

1 目 的

新たな財源確保に向けた取組の一環として、本市が保有する資産（公共施設、印刷物、Web ページ等）を広告媒体として活用することについて、民間事業者からの自由な企画提案を募集します。

提案が本市として過去に例のない新しいアイデアに基づくもので、実現可能であると認められた場合は、提案者と契約を締結します。

2 受付方法

自由提案型広告事業にかかる事前相談は、総合政策部行政マネジメント課（以下、「行政マネジメント課」という。）で受け付けます。その後、提案に係る広告媒体を所管する部署（以下、「広告媒体所管部署」という。）と事前相談を行っていただきます。

3 事前相談

企画提案をより実現性の高いものにするため、提案しようとする内容について事前に「佐伯市自由提案型広告企画提案事前相談申出書」（様式第1号）を行政マネジメント課へ提出のうえ、概要がわかる資料等をもとに、広告媒体所管部署と事前相談を行ってください。

4 募集期間等

随時募集し、原則として募集を受けた順に決定します。ただし、募集開始日から令和5年1月25日（水）までの間は周知期間として、当該期間中に応募があった提案については同時に受け付けたものとみなし、対象とする広告媒体の競合等により同時に実施することができない提案が複数あった場合は、審査の上、より優れていると認められる方を採用します。

5 募集条件

募集する企画提案は次の条件を満たすものとします。

- (1) 本市が保有する資産、又は提案者が新たに提供する物品等に広告を掲載する提案であること（法令により広告物の掲載が禁止されているものを除く。）。
- (2) 広告掲載料等の納入、又は物品等の提供により本市の経費削減につながる提案であること。
- (3) 本市において既に実施済み又は実施を検討中の広告事業でないこと。
- (4) 原則として本市に費用負担（契約終了又は契約解除に伴う原状回復費用を含む。）が生じないこと。

6 広告掲載期間

広告掲載期間は原則3年以内とする。

※行政財産を使用する場合は、佐伯市財産規則の規定に基づく使用許可を1年ごとに受けていただく必要があります。

7 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となって実施する個人、法人及びその他団体とします。ただし、佐伯市広告料収入事業実施要綱第5条に該当する場合（別表第5条関係）は、提案者になることができません。

8 提案方法

(1) 「佐伯市自由提案型広告企画提案書」(様式第2号)及び次の添付書類を広告媒体所管部署へ提出してください。なお、提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とします。

- ① 提案者の概要に関する説明書(任意様式、会社案内パンフレット等の使用可)
- ② 佐伯市税完納証明書(本市へ市税納付義務を有する場合は提出してください。なお、提案者が佐伯市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。)
- ③ 法人の登記事項証明書(法務局で発行した履歴事項全部証明書。なお、提案者が法人であり、かつ佐伯市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。)
- ④ その他、提案に関する資料(任意様式)

(2) 提案書には次の内容を必ず記載してください。

- ① 広告を掲載する媒体
- ② 掲載する広告の仕様
- ③ 広告掲載期間
- ④ 広告掲載料等の納入がある場合はその額(年額及び総額)
- ⑤ 物品等の提供がある場合はその仕様及び数量

9 審査方法、結果の通知等

提出書類に基づいて次の項目により総合的に審査を行い、採否を決定した上でその結果を提案者に対し「佐伯市自由提案型広告企画提案審査結果通知書」(様式第3号)により通知します。なお、採用にあたっては条件を付す場合があります。

- ① 募集条件を満たしているか
- ② 実現可能性はあるか
- ③ 関係法令に抵触しないか

10 契約の締結

採用された提案書を提出した事業者を契約候補者として、広告媒体所管部署との間で協議を行い、両者の合意により契約を締結します。

11 広告の掲載

掲載する広告については、佐伯市広告料収入事業実施要綱に基づき、広告媒体所管部署の事前審査を受ける必要があります。

12 契約期間満了後の措置

企画提案型広告事業による契約期間の終了後も引き続き同じ内容の広告事業を実施する場合、次の契約候補者は公募により選定します。

○広告掲載契約までのフロー図

